

子どもの権利擁護委員活動方針

基本方針

全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会の実現を推進する。

- ・子どもの権利侵害の防止を図る。
- ・子どもの権利侵害からの擁護、救済を図る。

◆子どもの権利相談体制の構築

- ・子どもの権利相談「とまちゃんち」の相談体制の充実
- ・各種講座・講演会・研修会等への参加又は受講
- ・子ども関係施設等との連携

◆子どもの権利侵害からの擁護及び救済

- ・子どもの権利に係る相談に応じ、必要な助言及び援助をする
- ・子どもの権利の保障についての必要な調査及び調整
- ・権利侵害からの救済における関係機関に対する是正等の勧告又は要請、権利を保障するための意見表明
- ・関係機関との連携

◆子どもの権利相談普及啓発

- ・子どもの権利相談情報紙の編集・発行
- ・子どもの権利相談に関する啓発物等の作成・配布
- ・子ども関係施設等との連携
- ・講演会・研修会等への講師派遣
- ・子どもの権利普及啓発における年間活動計画の策定
- ・各種イベントへの参加

◆子どもの権利擁護委員活動の報告及び公表

- ・子どもの権利擁護委員における年間活動の報告及び公表